雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

「対象期間」の延長のお知らせ

- 雇用調整助成金は、通常、１年の期間（＝対象期間）内に実施した休業等について受給することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、１年を超えて引き続き受給することができます。
- 今般、対象期間の延長を行ったことから、雇用調整の初日が令和２年１月24日から同３年３月31日までの間に属する場合は、1年を超えて引き続き受給できるようになります。

１年を超えて引き続き受給できる期間 ⇨ 《変更前》令和３年 12 月31日まで
《変更後》**令和４年３月31日まで**

変更前

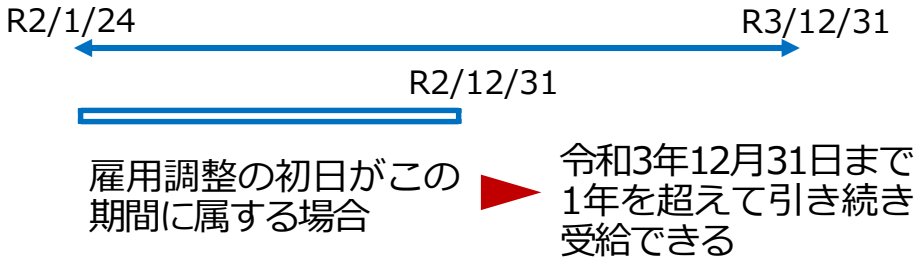

変更後

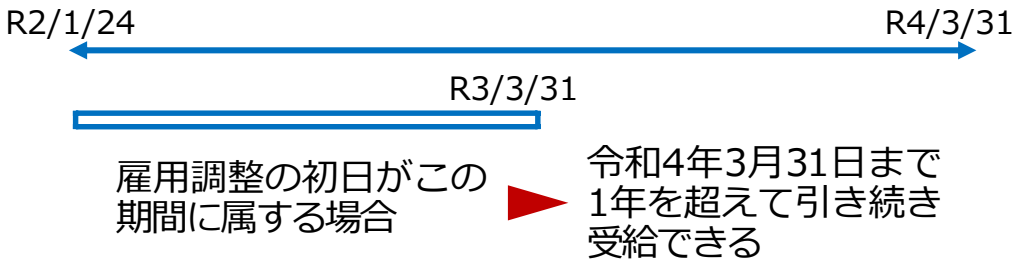

お問合せ先　**ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。**

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999　受付時間　9：00～21：00　土日・祝日含む

厚生労働省HP

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL031221企02